

採用クリエイティブ構築 利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社識学（以下「当社」といいます。）が提供します「採用クリエイティブ構築サービス 利用規約」（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。

第1条（役務内容）

1. 当社は、本サービスの利用者（以下「利用者」といいます。）に対し、本サービスの内容として、次の各号に定める業務（以下「本業務」といいます。）を提供します。
ただし、本業務の具体的業務内容は、別途定めます。
 - ① ホームページ制作業務
 - ② その他前各号に付帯する当社が定めた業務
2. 個別契約において本規約と異なる事項が定められた場合は、個別契約の条項が本規約に優先するものとします（以下、本規約及び個別契約をあわせて「本契約」といいます。）。

第2条（業務遂行上の義務等）

1. 当社は、利用者と緊密に連絡をとり、本規約に定められた各条項を誠実に遵守し、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行します。
2. 本業務に携わる当社の作業従事者に対する業務遂行に関する指示、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令は、当社が行うものとします。

第3条（本業務の対価）

1. 本業務の対価は、発注書に定める金額とします。
2. 第1条第1項に定めのない業務を委託する場合は、別途協議の上金額を決定するものとします。
3. 本業務の遂行に必要となる一切の費用はすべて利用者が負担し、当社は利用者に対し当該費用を委託料に加えて別途請求できます。
4. 利用者は、本契約が本業務を完了せずに終了した場合でも、当該終了が当社の責めに帰すべき事由によらないときは、本条第1項及び第2項に定める金額を本業務の委託料として支払うものとします。
5. 本契約が当社の責めに帰すべき事由により本業務を完了せずに終了した場合でも、利用者は、当社に対し、本条第1項及び第2項に定める金額のうち既にした履行の割合に応じた金額を支払うものとします。
6. 振込手数料は利用者の負担とします。

第4条（仕様書）

1. ホームページの仕様書を当社が作成するにあたり、当社は利用者に要件の提示を求め、利用者は当社の求めに応じて迅速に要件を提示しなければならないものとします。
2. 当社が仕様書の作成を完了した場合、利用者は、仕様書の記載内容がホームページの仕様書として適合するか点検を行い、適合することを確認した証として利用者及び当社双方の責任者が仕様書に記名押印等を行います。
3. 本条第2項の点検の結果、仕様書がホームページの仕様書として適合しないと判断された場合、当社は、利用者と協議の上定めた期限内に修正した仕様書を作成し、利用者及び当社は再度前項の点検及び確認手続を行います。
4. 利用者及び当社双方の責任者による記名押印をもって、仕様書は確定します。

第5条（仕様の変更）

1. 利用者又は当社は、仕様書の確定後に、仕様書に記載されたホームページの仕様等の変更を必要とする場合は、相手方に対して変更提案書を交付します。変更提案書には次の事項を記載します。
 - (1) 変更の名称
 - (2) 提案者
 - (3) 提案の年月日
 - (4) 変更の理由
 - (5) 変更に係る仕様を含む変更の詳細事項
 - (6) 変更のために費用を要する場合はその額
 - (7) 検討期間を定めた変更作業のスケジュール
2. 利用者又は当社が相手方に変更提案書を交付した場合、その交付日から 10 営業日以内に変更の可否について利用者と当社とで協議を行います。
3. 前項の協議の結果、利用者及び当社が変更を可とする場合は、利用者及び当社双方の責任者が、変更提案書の記載事項（なお、協議の結果、変更がある場合は変更後の記載事項とします。以後同じ。）を承認の上、記名押印します。
4. 前項による利用者及び当社双方の承認をもって、仕様の変更が確定します。ただし、当該変更が本契約に影響を及ぼす場合は、本契約を変更します契約を締結した時をもって仕様の変更が確定します。
5. 本条により、仕様の変更が確定した場合には、当社は、利用者に対して、仕様の変更が確定するまでに当社が行った本業務の遂行割合に応じて、追加で委託料の支払いを請求することができます。

第6条（資料の提供・管理等）

1. 当社は、利用者に対し、本業務の遂行に必要な資料等について、開示を求めることが

できます。利用者が資料等の提供を拒み、もしくは遅延したことにより、又は当該資料の内容に誤りがあったことにより生じた本業務の履行遅滞等の結果について、当社は一切の責任を負わないものとします。

2. 当社は利用者から提供された本業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用してはならないものとします。
3. 当社は利用者から提供された本業務に関する資料等を本業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できます。
4. 利用者から提供を受けた資料等（前項による複製物及び改変物を含む。）が本業務遂行上不要となったときは、当社は遅滞なくこれらを利用者に返還又は利用者の指示に従った処置を行うものとします。

第7条（報告義務）

当社は、利用者に対し、本業務の遂行に関し、利用者から要求があった場合には、必要な範囲内で要求された事項について報告します。

第8条（再委託）

当社は本業務の一部又は全部を、自らの費用と責任をもって第三者に再委託することができます。この場合、当社は本規約上の当社と同等の義務を再委託先である第三者に負わせるものとします。

第9条（検収）

1. 利用者は、納入物がある場合、納入物を受領後、5 営業日以内（以下「検査期間」といいます。）に、納入物を検査します。
2. 利用者は、納入物が前項の検査に合格する場合、当社に対し、書面により合格した旨を通知しますものとします。又、利用者は、納入物が前項の検査に合格しないと判断する場合、当社に対し不合格となった具体的な理由を明示した書面を速やかに交付し、修正を求めるものとし、当社は不合格理由が認められるときには、当社と利用者で協議の上定めた期限内に無償で修正して、利用者に納入するものとします。
3. 検査合格する旨が通知されない場合であっても、検査期間内に利用者が書面で具体的かつ合理的な理由を明示して異議を述べない場合は、納入物は、本条所定の検査に合格したものとみなされます。
4. 本条所定の検査合格をもって、納入物の検収完了とし、納入物の引渡しが完了したものとします。

第10条（契約不適合責任）

1. 前条の検収完了後、納入物について仕様書又は指示書との不適合（以下本条において「不適合」といいます。）が発見されたとき、利用者は当社に対して不適合の内容を

書面で通知した上で修正を請求することができ、当社は、不適合があると判断した場合に修正するものとします。ただし、当社がかかる修正責任を負うのは、前条の検収完了日から6ヶ月以内に利用者が当社に上記通知をした場合に限りです。

2. 前項に基づく請求は、損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げないものとします。
3. 不適合がないにもかかわらず、利用者が当社による修正対応を求めた場合は、当社は別途費用を請求できるものとします。
4. 検収完了後、かつ前各項に定める契約不適合に該当しない軽微な修正、又は仕様外の修正対応を利用者が希望する場合、当社はこれに応じる義務を負いませんが、対応する場合は別途費用を請求できるものとします。

第10条の2（納品後の修正および保守対応）

1. 利用者が納品物の納品後に、修正・更新・保守対応などを希望する場合は、当社が指定する制作会社と別途「保守管理契約」を結ぶことで対応可能となります。
2. 上記の契約を結んでいない場合でも、当社が対応可能と判断した場合には、都度、見積を提示し、利用者の合意を得たうえで有償対応いたします。
3. ただし、当社は、納品後の修正依頼に必ず応じる義務はなく、対応が難しいと判断した場合には、お断りすることがあります。

第11条（納入物の発明等）

1. 本業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等（以下あわせて「発明等」といいます。）にかかる特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含みます。ただし、著作権は除きます。）、ノウハウ等に関する権利（以下、総称して「特許権等」といいます。）は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとします。
2. 当社及び利用者が共同で行った発明等から生じた特許権等については、当社及び利用者の共有（持分は貢献度に応じて定めます。）とします。当該共有にかかる特許権等については、それぞれ相手方の同意及び相手方への対価の支払なしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとします。
3. 利用者は当社に対し、前二項に基づき取得した知的財産権を、別途当社利用者間で譲渡の対価その他の条件について合意した場合には、譲渡します。
4. 当社は従前より保有します特許権等を納入物に適用した場合、利用者に対し、利用者の業務に必要な範囲について、当該特許権等の通常実施権を実施許諾しますものとします。なお、かかる許諾の対価は、委託料に含まれるものとします。

第12条（納入物の著作権）

1. 納入物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。以下同じ。）は、当社又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、利用者より当社

へ当該納入物にかかる委託料が完済された時に、当社から利用者へ移転します。なお、かかる当社から利用者への著作権移転の対価は、委託料に含まれるものとします。又、当社は利用者に対して著作権人格権を行使しないものとします。

2. 利用者は、著作権法第 47 条の 3 に従って、前項により当社に著作権が留保された著作物につき、ソフトウェアを自己利用するために必要な範囲で、複製、翻案することができるものとし、当社は、かかる利用について著作権人格権を行使しないものとします。

第 13 条（知的財産権侵害の責任）

1. 利用者が納入物に関し第三者から著作権又は特許権等の侵害の申立を受けたとき、速やかに当社に対し申立の事実及び内容を通知するものとします。
2. 前項の場合において、利用者が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、当社に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与えます。

第 14 条（秘密保持）

1. 当社及び利用者は、本規約の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本規約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとします。ただし、情報を受領した者は、自己又は関係会社の役職員もしくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件に、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができます。又、法令に基づき行政官庁、裁判所から開示を求められた秘密情報についても、必要最小限の範囲で開示することができます。
2. 前項の規定は、次のいずれかに該当します情報については、適用しないものとします。
 - (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有します第三者から適法に取得した情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
3. 当社及び利用者は、相手方の事前の書面（ファクシミリ及び電子メール等を含みます。）による承諾がない限り、秘密情報の情報開示日から 2 年間は、当該秘密情報を秘密に保持し、第三者に開示、提供してはならないものとします。

第 15 条（個人情報保護）

1. 当社は、本規約のほか、個人情報保護方針に従って個人情報を取り扱います。
2. 当社は、本業務の遂行に際し、相手方から提供を受け、又は相手方に代わり取得した個人情報を取り扱う場合は、関係法令を遵守し、厳重に管理する義務を負い、相手方の承諾を得ない限り、複写、複製、改変を行ってはならず、又、本業務の目的以外に利用せず、利用目的が完了した際には速やかに削除し、第三者に漏洩してはならないものとします。
3. 当社は、相手方から個人情報の取り扱い状況の報告を求められた際には、速やかに報告するとともに、相手方が当該個人情報の管理状況の監査を希望した際には、これに協力するものとします。
4. 当社が第三者に本業務を委託する場合には、委託先に対しても同様の義務を負わせるものとします。
5. 当社は、自己の責に帰すべき事由により個人情報が漏洩した事件又は事故があった場合、直ちに当該事故の詳細について相手方に状況報告を行うとともに、損害の発生、拡大の防止、事実の調査、証拠の保全、その他当該事件事故に対処するためのあらゆる合理的な措置を講じ、相手方からの指示がある場合には当該指示に従わなければならないものとします。
6. 利用者は、本サービスの利用の前に、当社ホームページ上で個人情報保護方針を必ず確認し、その内容に同意した上で、本サービスを利用するものとします。

利用者が本サービスの利用を開始した場合、個人情報保護方針に同意したものとみなします。

※当社個人情報保護方針(<https://corp.shikigaku.jp/privacy>)

第 16 条（退職勧奨、直接雇用の勧誘等の禁止）

1. 当社は、当社(株式会社識学)及び当社パートナー企業(株式会社 P-UP neo)の従業員（退職日から 1 年間を経過していない者を含みます。）を、利用者（関連会社を含みます。以下同じ。）で雇用すること、又は利用者と業務委託契約、その他の当該従業員が関連する何らかの役務を提供する業務を行う契約を締結してはならないものとします。
2. 利用者が前項に違反したときは、利用者は当社又は当社パートナー企業に対し、違約金として、金 600 万円又は当該従業員等の前年 1 年間の総支給額（残業代、各種手当、賞与金額を含みます。）相当の金額のいずれか高い金額を違約金として支払うものとします。

第 17 条（契約期間及び更新）

本サービスの有効期間は、発注書において定めます。なお、第 11 条（納入物の発明等）、第 12 条（納入物の著作権）、第 13 条（知的財産権侵害の責任）、第 15 条（個人情報の取扱い）、第 16 条（退職勧奨、直接雇用の勧誘等の禁止）、第 19 条（損害

賠償)、本条及び第 25 条(合意管轄裁判所)は、本サービス終了後も有効に存続します。

第 18 条 (契約の解除)

1. 当社及び利用者は、相手方が次の各号のいずれか一つに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本規約の全部又は一部を解除することができます。
 - (1) 本規約に定める条項に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず 14 日以内に当該違反が是正されないとき
 - (2) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき
 - (3) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形もしくは小切手が不渡りとなったとき
 - (4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき
 - (6) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき
 - (7) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本規約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき
 - (8) その他、前各号に準じる事由が生じたとき
2. 当社が前項各号に該当したときは、当社は利用者に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならないものとします。
3. 本条第 1 項の場合、被解除当事者は、解除によって解除当事者が被った損害を賠償します。

第 19 条 (損害賠償)

当社及び利用者は、債務不履行又は不法行為を理由として、相手方に対して、現実には被った通常かつ直接の損害に限り、損害賠償を請求することができます。ただし、損害賠償の累計総額は、債務不履行、契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因のいかんにかかわらず、本サービス請求額の総額を限度とします。

第 20 条 (反社会勢力の排除)

1. 当社及び利用者は、本規約締結時現在において、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ・特殊知能暴力集団・暴力団員でなくなつてから 5 年を経過していない者等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、及び、次の各号の關係に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたつて該当しないことを確約します。
 - (1) 反社会的勢力等によって、その經營を支配される關係

- (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - (3) 自社もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等、反社会的勢力等を利用している関係
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供します等の関係
 - (5) 役員等の反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
2. 利用者及び当社は、自ら、その役員等又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを誓約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方当事者の信用を毀損し、又は相手方当事者の業務を妨害します行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. いずれかの当事者において、前2項のいずれかに違反した場合、相手方当事者は、催告なしで本規約を直ちに解除できるものとします。
4. 本条の規定により本規約が解除された場合には、解除された当事者は、解除により生じる損害について、解除した当事者に対し一切の請求を行わないものとします。

第21条（一時停止）

1. 当社は、次の各号の場合には本業務の全部又は一部を停止することができるものとし、これに対し何らの責任も負担しないものとします。
- (1) 天災・事変等の非常事態により本業務の遂行が不能となったとき
 - (2) 本業務の用に供します建物、通信回線、電子計算機その他の設備の保守、工事その他やむを得ない事由があるとき
 - (3) 本業務の対象となっている利用者の設備（ハードウェア及びソフトウェアを含む。）が不具合等により停止したとき
 - (4) 本業務において、又は本業務の対象に、電気通信事業者が提供する電気通信がある場合、当該電気通信が中断・中止したとき
2. 前項の場合、当社は、その事由の発生後直ちに本業務を停止します時期及びその期間（ただし、可能な限り）を利用者に対し通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後相当期間内の通知をもって足りるものとします。

第22条（譲渡禁止）

当社及び利用者は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を他に譲渡し、若しくは承継し、又は本契約に基づく権利義務を他に譲渡し、承継し、若しくは担保に供してはならないものとします。

第 23 条（本規約の変更）

当社及び利用者は、本業務量の増減、経済情勢の変動等の諸事情により、本規約の内容の変更の必要性が生じた場合は、相手方に対し、契約の内容の変更を求めることができます。この場合、当社及び利用者は、誠実に協議を行います。

第 24 条（協議）

当社及び利用者は、本規約の規定に関する解釈上の疑義、又は規定に定めのない事項については、法令及び商慣習によるほか、信義誠実の精神に基づき協議を行い解決します。

第 25 条（合意管轄裁判所）

本規約に係る一切の紛争については東京地方裁判所、東京簡易裁判所又は立川簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【2025 年 3 月 27 日 改定】

【2025 年 7 月 18 日改定】